

# 誓 約 書

家畜商法第4条に該当しないことを誓約します。

- 1 心身の故障により家畜の取引の業務を適切に行うことができない者として農林水産省令で定める者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）若しくは家畜取引法（昭和31年法律第123号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者
- 3 第7条第1項又は第2項の規定による免許の取消（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から2年を経過しない者。但し、本条第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。
- 4 家畜の取引の業務を行う事業所を2以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが第3条第2項第1号に該当する者でないもの
- 5 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する第3条第2項第1号に該当する者のすべて（当該業務を行う事業所を2以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第1号から第3号までのいずれかに該当するもの

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び  
代表者の氏名

印